

多面的機能支払交付金交付要綱

制定 平成26年4月1日25農振第2253号
最終改正 平成30年3月30日29農振第1952号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において実施要綱第6により都道府県に多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第3 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に通知する日までに交付申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定の通知)

第4 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5 都道府県知事は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更(中止又は廃止)承認申請書を第3の交付申請の手に準じて地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付金に係る事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第3項に規定する軽微な変更を除く。

(2) 交付金に係る事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(概算払の請求)

第7 都道府県知事は、第4による交付決定の通知を基に交付金の概算払を請求しようとする場合には、別記様式第3号による概算払請求書正副2部を作成し、地方農政局長等に設置されている官署支出官に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(事業遅延の届出)

第8 都道府県知事は、交付金に係る事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は交付金に係る事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金に係る事業の遂行が困難となった理由及び交付金に係る事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第4号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、交付金に係る事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金に係る事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第10 規則第6条第1項の別に定める実績報告書(以下「実績報告書」という。)は、別記様式第5号のとおりとし、都道府県知事は、交付金に係る事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項

の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額報告書が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- 第11 地方農政局長等は、第10第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（ただし、都道府県知事が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合には90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第12 地方農政局長等は、第6の規定による交付金に係る事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を交付金に係る事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、交付金に係る事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金に係る事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第11第3項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第13 都道府県知事は、交付金に係る事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して都道府県の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金に係る事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第14 都道府県知事は、当該交付金に係る事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第7号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第15 交付決定額の下限は、都道府県当たり9,500万円とする。ただし、農林水産省農村振興局長、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第16 都道府県知事は、管内の市町村長に交付金を交付するときは、本要綱第6、第8から第10、第13及び第14の規定に準ずる条件を付すほか、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、市町村長から第1号のアの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(1) 市町村長は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）第5に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）第6、第8から第10まで及び第13の規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、市町村長は、事業実施主体からアの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならない。

ア 財産の管理等

(ア) 事業実施主体は、交付対象経費（交付金に係る事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接交付金に係る事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(イ) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

イ 財産の処分の制限

(ア) 事業実施主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、農林水産大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (ア)の承認については、前号の(イ)の規定を準用する。

ウ 財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間

中、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

エ 契約等

(ア) 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(2) 市町村長は、前号イの(ア)の承認をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項第2号の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

附則（平成26年4月1日付け25農振第2253号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月9日付け26農振第2158号）

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附則（平成27年10月1日付け27農振第1375号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則（平成28年4月1日付け27農振第2354号）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 本要綱に基づき平成27年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途については、なお従前の例による。

3 本要綱に基づき平成27年度までに交付された多面的機能支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例による。

附則（平成29年3月31日付け28農振第2313号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成30年3月30日付け29農振第1952号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2及び第6の3関係）

事業	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容等の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地維持 支払交付金	実施要綱別紙1により都道府県が市町村に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費	定額	実施要綱別紙2により都道府県が市町村に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費との相互間における30%を超える額の増減	事業実施主体の変更
2 資源向上 支払交付金	実施要綱別紙2により都道府県が市町村に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費	定額	実施要綱別紙1により都道府県が市町村に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費との相互間における30%を超える額の増減	事業実施主体の変更